

～地域生き活き集落サポーター事業～

備品貸出し事業の概要

1 事業内容	地域生き活き集落サポーター事業の一環として、各地区等における自主的な地域活動を支援するため、備品の貸出しを行います。ただし、集落サポーター事業で使用する場合や市の他の公務で使用する場合を優先させていただきます。
2 貸出し備品	①刈払機 4台 ②チェーンソー 1台
3 使用者 (貸出し対象者)	○市内全ての区及び自治会などの自治組織 ○市内において環境美化活動等を実施する会社やグループ ○その他、市長が認める団体など
4 対象活動	道路、河川、公園その他公共的な施設の環境美化活動等
5 使用区域	糸魚川市内
6 使用期間	1日間(受領、返却日を含みません。)
7 申込み方法	使用者は、原則使用日の3日前までに企画定住課地域振興係に電話で申し込みをしてください。備品の貸出し状況を確認し、空いている場合には、受渡しや返却日時等について協議させていただきます。 ※受渡し時及び返却時に、備品貸出簿に必要事項を記入していただきます。
8 使用料	無料(燃料は使用者で負担してください。)
9 備品の受渡し ・返却日時	市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間
10 備品の受渡し ・返却場所	市役所車庫棟
11 その他	○貸出し備品の数に限りがありますので、申込みが重なった場合は申込み順とします。 ○使用者が故意に備品を破損した場合は、使用者に現状回復をお願いします。 ○備品の使用によって生じた事故や怪我等に関しては、市は、一切の責任を負いません。
12 問合せ先	糸魚川市総務部企画定住課地域振興係 電話：552-1511(内線2423)、FAX：552-8955